

今月から市県民税を公的年金から特別徴収(年金天引き)する制度が始まります

公的年金受給者の納税の便宜や市区町村における市県民税徴収の効率化を図るため、今月の支給分以降の公的年金から特別徴収制度(年金天引き)が始まります。

この制度は、納税方法の変更であり、制度の導入によって年税額が増えることはありません。

対象となる人

次のすべての要件に該当する人

- 当該年度の4月1日現在、老齢基礎年金などを受給している65歳以上の人
- 年額18万円以上の老齢基礎年金などを受給している人
- 介護保険料を特別徴収(年金天引き)されている人
- 特別徴収(年金天引き)する市県民税額が、当該年金の給付額から所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を差し引いた額を超えない人

対象となる税額

公的年金に係る所得に対する所得割額と均等割額

特別徴収(年金天引き)が始まる時期

今月支給分から年金天引きされます

今年度の徴収方法

- 年税額の1/4ずつを上半期(6・8月)に普通徴収(納付書・口座振替)で納付します。
- 年税額から普通徴収した額を差し引いた額を、下半期(10・12・2月)の老齢基礎年金など支給時に特別徴収(年金天引き)します。

税額	普通徴収(納付書・口座振替で納付)		特別徴収(年金から天引き)		
	6月	8月	10月	12月	2月
	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

※年度途中で税額が変更になった場合には、その年度の特別徴収(年金天引き)は中止となり、徴収された額を除いた残りの税額すべてが普通徴収(納付書・口座振替で納付)に変わります。

問い合わせ先 市民税課(☎0848⑥6031FAX0848⑥6132)

災害時要援護者避難支援プランの説明会を開催

市では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人が、安全・確実に避難できるよう「災害時要援護者避難支援プラン」を策定し、今年1月から2月にかけて、説明会を開催しました。現在、市内の9地域においてモデル事業を進めています。モデル地区での成果や課題をふまえ、要援護者避難支援対策を市内全域に広げていくため、市民の皆さんや町内会・自主防災組織などの役員を対象とした説明会を開催します。

と き		と こ ろ
10月16日(金)	19:00~	幸崎コミュニティセンター
10月20日(火)		本郷生涯学習センター
10月21日(水)		中央公民館
10月22日(木)		宮浦コミュニティセンター
10月27日(火)		中之町コミュニティセンター
10月28日(水)		沼田東コミュニティセンター
10月29日(木)		大和保健福祉センター
10月30日(金)		久井保健福祉センター
11月9日(月)		須波コミュニティセンター
11月10日(火)		糸崎コミュニティセンター
11月13日(金)	13:30~	鷺浦コミュニティセンター

問い合わせ先 高齢者福祉課(☎0848⑥6055)、社会福祉課(☎0848⑥6057)、市民生活課(☎0848⑥6066)

